破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２１３号
北九州市八幡西区則松５丁目17番６－302号
三世久美子方、住民票上の住所福岡県鞍手郡鞍手町大字中山1405番地２
破産者　萬福　太郎
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１０２号
佐賀県伊万里市伊万里町乙190番地２
破産者　草野　彰二
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１０３号
佐賀県伊万里市伊万里町乙190番地２
破産者　草野佐枝子
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第４４号
宮城県加美郡色麻町大字下新町北130番地３
破産者　山添　英俊
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田976番地
破産者　浅井　文幸
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２５６号
長野市大字若槻東条1162番地５
破産者　新井　和弘
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９５１号
三重県四日市市浮橋２丁目４番地22、開始決定時の住所愛知県愛西市大井町同所89番地
破産者　瓜生　高久
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２号
京都府福知山市字土1042番地　レオパレス大園Ⅲ108号、破産手続開始決定時の住所京都府福知山市字長田1163番地の１
破産者　島村　美春
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第７２号
沖縄県中頭郡北谷町美浜３丁目１－８　ソフィアＭＩＨＡＭＡ１階１－Ｄ号室、住民票上の住所沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平417番地３
破産者　橋本　辰夫
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４５４号
仙台市若林区かすみ町８番71号　マニフィックベア霞302
破産者　菅野　早苗
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３４号
福島県喜多方市字沢ノ免7327番地２　サンホームセブンⅡ201号室、前住所福島県喜多方市字西四ツ谷33番地　南條ホームズ７号
破産者　瓜生　豊喜
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
茨城県取手市取手３丁目７番31号、破産手続開始決定時の住所茨城県取手市宮和田311－３－105
破産者　牧内登代子
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第６５号
茨城県北相馬郡利根町布川2188－３
破産者　酒巻　隆司
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１９号
金沢市新神田１丁目１番17号　アパガーデンパレス新神田707号
破産者　羅　　学鋒（住民票上の氏名ＬＵＯ　ＸＵＥＦＥＮＧ　羅　　学鋒）
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第５０号
長野県岡谷市長地梨久保１丁目３番13号
破産者　藤森　　貢
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第１１６号
愛知県春日井市高蔵寺町４丁目15番地16　セシリア３Ｅ号、開始決定時の住所愛知県稲沢市井之口大宮町204番地
破産者　上野　　順
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部